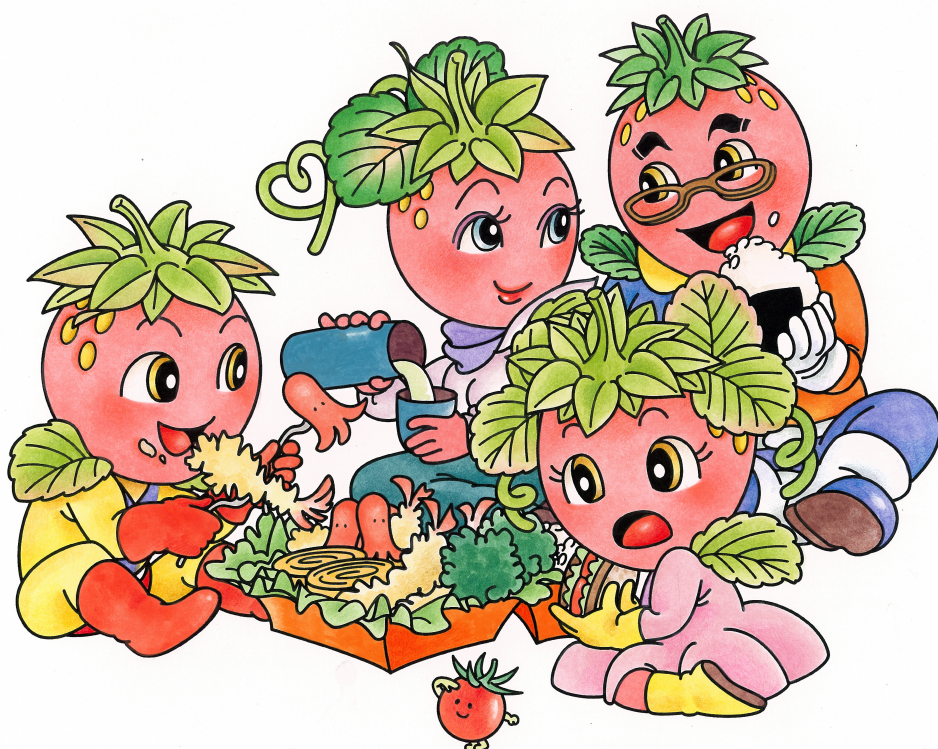


第 3 次 精華町食育推進基本方針



平成30年3月
京 都 府 精 華 町

はじめに

人間が生きていくためには食が欠かせません。私たち人間は、家族と食卓を囲む中で「食」に関する知識やマナー、「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践しながら生きる力を育んできました。

しかし、近年、人々のライフスタイルや価値観の多様化などにより、「食」を取り巻く環境は大きく変化してきています。例えば、共働き世帯の増加による家族団らんの喪失、食文化の継承不足、「食」の大切さに対する意識の希薄化、外食・※中食の増加による栄養の偏りや食習慣の乱れ、これらに起因する生活習慣病の増加などが挙げられます。

こうしたことから、本町では平成22年3月に精華町食育推進基本方針（平成22年度から平成24年度まで）を、さらに平成25年3月に第2次精華町食育推進基本方針（平成25年度から平成29年度まで）を策定し、住民、関係団体、関係機関、行政が連携して、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校での取組み等、食育に関する普及啓発を行ってきました。

その結果、食育に関する認知度の上昇、食育推進体制の連携、給食での地域食材の利用回数の増加など、一定の成果を上げることができました。しかし、依然として「食」を取り巻く様々な問題は顕在化しており、朝食の欠食や栄養のアンバランス、特に若い世代の食生活の乱れなど健全な食生活の実践については多くの課題が残っています。

そこで、本町では、これまでの食育推進方針と「食」を取り巻く状況の変化や諸課題を踏まえ、今後の本町の食育推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、第3次精華町食育推進基本方針を策定しました。

この方針は、平成30年度から平成34年度までの5か年を推進期間とし、国や府の状況を踏まえ、“「食」を育む、「食」で育む精華町”を基本理念とする本町の特性を活かした食育を推進し、食を通じて様々な世代が笑顔で心豊かな生活を送ることができるような取組を目指していきます。

※中食・・・惣菜(そうざい)・弁当などを買って帰り、家でする食事。

目 次

第1章 基本方針の策定にあたって

1 食育をめぐる国の動向.....	1
2 基本方針の目的.....	3
3 精華町における食育の考え方.....	4
4 食育推進に関連する計画の位置づけ.....	5
5 食育推進期間.....	5
6 食育推進体制.....	6

第2章 総 論

1 基本理念.....	7
2 基本的考え方.....	8
3 施策の体系.....	9
4 基本目標.....	10

第3章 食育推進施策の展開

基本目標1：健康寿命の延伸につながる食育の推進.....	12
基本目標2：食の安全・安心の確保.....	12
基本目標3：地産地消の推進.....	13
基本目標4：食文化の理解と継承.....	13
基本目標5：食品ロスの削減.....	13
基本目標6：食に対する感謝の心や作法・マナーの育成.....	14
基本目標7：食を通じたコミュニケーションの促進.....	14

第4章 方針の評価

1 方針の進行管理.....	15
2 評価指標.....	15

資料編 本町の食を取り巻く現状

資料1 第2次食育推進基本方針における取組.....	17
資料2 住民アンケート調査結果.....	19
(1) 食育の認知度.....	19
(2) 食育への関心の有無.....	21
(3) 朝食をほぼ毎日食べている人の割合.....	22
(4) 栄養バランスに配慮する人の割合.....	23
(5) 生活習慣病予防のための食生活を実践している人の割合.....	24
(6) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合.....	25
(7) 伝統的な料理や食事マナーを伝えている人の割合.....	26
資料3 第2次食育推進基本方針の達成状況.....	27

基本方針の策定にあたって

1 食育をめぐる国の動向

「食」は私たち人間が生きるための基本であり、健全な食生活の実践は健やかな生命を育む上で欠くことのできないものです。

しかし近年、栄養の偏った食事や不規則な食生活などに起因する肥満、生活習慣病の増加、食品表示の偽装などによる食の安全性の問題、伝統ある食文化の喪失、食料自給率の低下、食品ロスの問題など、「食」をめぐる環境は著しく変化し、日常生活において、健全な食生活を脅かす状況が多く見られるようになりました。

国では、こうした「食」をめぐる諸問題に対処するため、平成17年7月に「食育基本法」を施行しました。その後、同法に基づき、食育推進基本計画（平成18年度から平成22年度まで）及び第2次食育推進基本計画（平成23年度から平成27年度まで）を作成し、国民運動として食育に取り組んできました。

この10年間の取組の中で、「食育に関心を持っている国民の割合」や「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数」、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合」、「農林漁業体験をした国民の割合」、「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合」、「推進計画を作成・実施している市町村の割合」が増加するとともに家庭、学校、保育所等における食育は着実に推進され、進展してきました。

一方で、若い世代の食生活に多くの課題が見られたり、高齢者を始めとする単独世帯やひとり親世帯、貧困の状況にある子どもに対する支援、健康寿命の延伸や食品ロスの問題など、食をめぐる新たな課題が生じており、これらの課題に対応するため第3次食育推進基本計画（平成28年度から平成32年度まで）が策定されました。

この「第3次食育推進基本計画」では、「**実践の環(わ)を広げよう**」をコンセプトに、**①若い世代を中心とした食育の推進、②多様な暮らしに対応した食育の推進、③健康寿命の延伸につながる食育の推進、④食の循環や環境を意識した食育の推進、⑤食文化の継承に向けた食育の推進**を重点課題として掲げています。

また、基本的な取組方針として、**①国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、②食に関する感謝の念と理解、③食育推進運動の展開、④子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割、⑤食に関する体験活動と食育推進活動の実践、⑥我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献、⑦食品の安全性の確保等における食育の役割**の7項目を掲げ、達成すべき21項目の数値目標が提示されました。

国の第3次食育推進基本計画の概要

【コンセプト】

実践の環(わ)を広げよう

【重点課題】

- ①若い世代を中心とした食育の推進
- ②多様な暮らしに対応した食育の推進
- ③健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ④食の循環や環境を意識した食育の推進
- ⑤食文化の継承に向けた食育の推進

【基本的な取組方針】

- ①国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ②食に関する感謝の念と理解
- ③食育推進運動の展開
- ④子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- ⑦食品の安全性の確保等における食育の役割

【21項目の数値目標】

評価項目	現状値	目標値
食育に関心を持っている国民の割合	75.0%	90%以上
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週平均9.7回	週11回以上
地域等で共食したいと思う人が共食する割合	64.6%	70%以上
朝食を欠食する子どもの割合	4.4%	0%
朝食を欠食する若い世代の割合	24.7%	15%以下
中学校における学校給食実施率	87.5%	90%以上
学校給食における地場産物を使用する割合	26.9%	30%以上
学校給食における国産食材を使用する割合	77.3%	80%以上
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	57.7%	70%以上
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43.2%	55%以上

評価項目	現状値	目標値
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	69.4%	75.0%以上
食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数	67社	100社以上
ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	49.2%	55%以上
食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	34.4万人	37万人以上
農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合	36.2%	40%以上
食品ロス（食べられるのに廃棄する食品）削減のために何らかの行動をしている国民の割合	67.4%	80%以上
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	41.6%	50%以上
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合	49.3%	60%以上
食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	72.0%	80%以上
食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	56.8%	65%以上
推進計画を作成・実施している市町村の割合	76.7%	100%

2 基本方針の目的

子どもの食生活の改善をはじめ、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、地産地消の推進などについて、本町における食育推進の方向性と施策を明らかにし、家庭、教育現場、職場や地域、さらには農業者をはじめ、食料生産に携わる関係団体、関係機関等が協働し、共通認識のもとに本町の「食育」について計画的な推進を図ることを目的とします。

3 精華町における食育の考え方

食は、人間が生きていく上で基本的な営みの一つであり、心身ともに健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものです。

食育とは、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです（**食を育む**：人間にとっての命の基盤となる食そのものを育むこと）。

また、食を通じて豊かな人間性を育んだり、地域産業（とりわけ一次産業）の活性化を図ること、食文化の継承や共食などを通じて地域の絆を深めることなども重要な視点です（**食で育む**：食を通じて、食以外の他の分野や事柄への波及効果を生むこと）。

本方針の策定にあたっては、これまでの経過を踏まえつつ国の動向を参考にし、本町の食育の実態を「**食を育む**」ことと、「**食で育む**」ことの二つの方向性から総合的に検証し、今後のあるべき食育の姿を描きだしていきます。

◎本方針の策定にあたっては・・・

食育 = 食 を で 育むこと

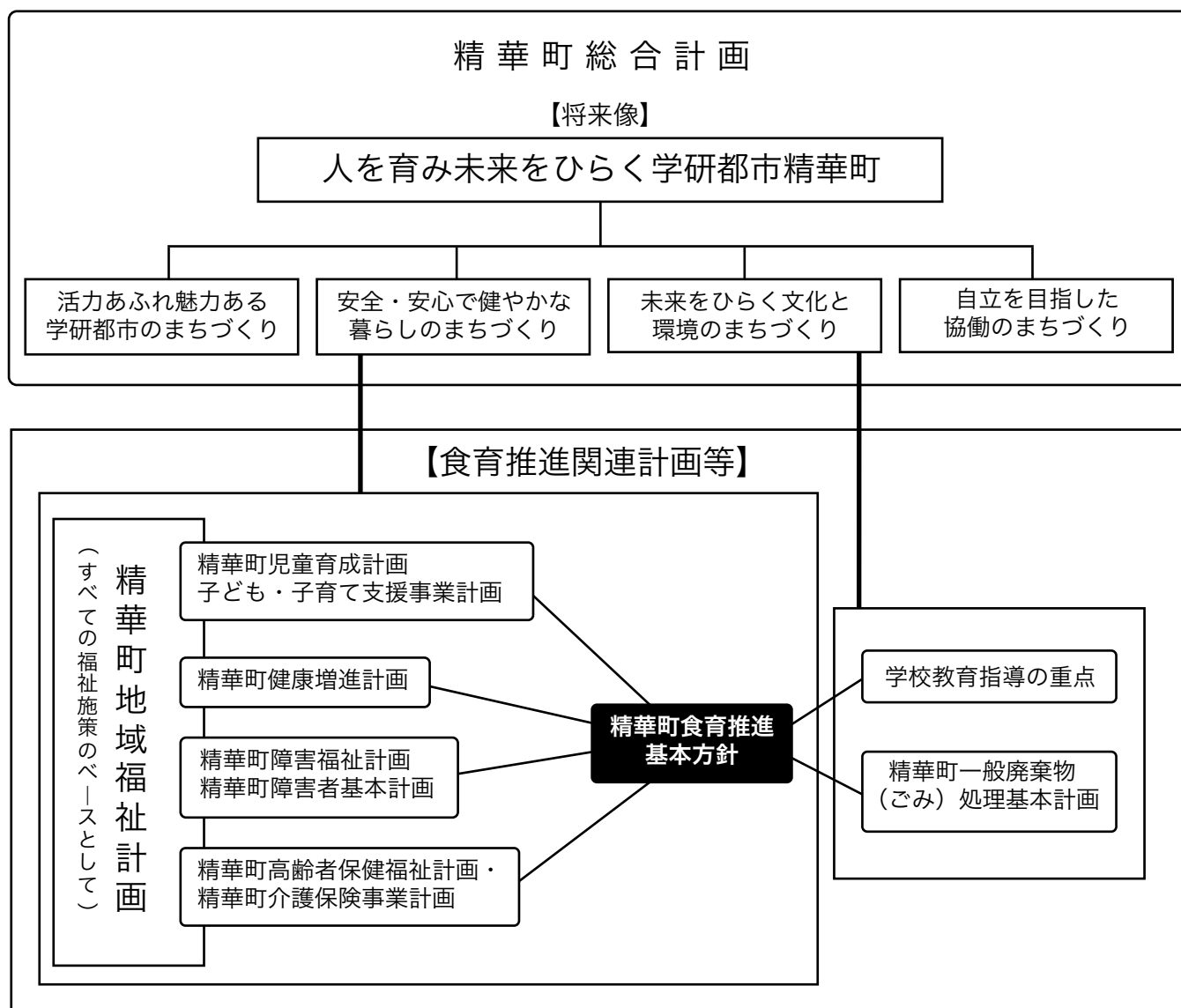
の2つの視点で、食育の全体像を整理し、あるべき食育の姿を描き出します。

食育の全体像の整理

食育の視点		食育のキーワード	具体的内容
食育	食を育む ○心身の健康づくり ○安全・安心な食の確保 ○食料自給率アップ ○食文化の継承 等	健 康	○食材、調理方法の選択 ○外食・中食での適切な選択 ○日本型食生活の実践 等
		食の安全・安心	○食の安全・安心の確保
	食を育む 食で育む の両方に関係	地産地消	○健康や環境への配慮 ○一次産業の活性化 等
		食文化の継承	○郷土料理・行事食などに対する理解と伝承・継承
	食で育む ○豊かな人間形成 ○農業・漁業の活性化 ○特産品・加工品の開発 ○地域の絆づくり ○環境への配慮 等	環境への配慮	○食品ロスの削減
		感謝・作法・マナー	○食べ物（いのち）への感謝 ○作ってくれた人・調理してくれた人への感謝 ○食事のマナー ○食前食後のあいさつ 等
		コミュニケーション	○食を囲む家族の団らん ○食事の楽しさの実感 ○地域での共食 等

4 食育推進に関連する計画の位置づけ

精華町総合計画をもとに、他の関連する計画（健康増進計画、精華町児童育成計画、子ども・子育て支援事業計画、地域福祉計画、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画等）との連携のもと、安全・安心で健やかな暮らしのまちづくりに向けて、食の大切さを位置づけるとともに、食育推進基本計画（内閣府）、京都府食育推進計画との整合性を図ります。

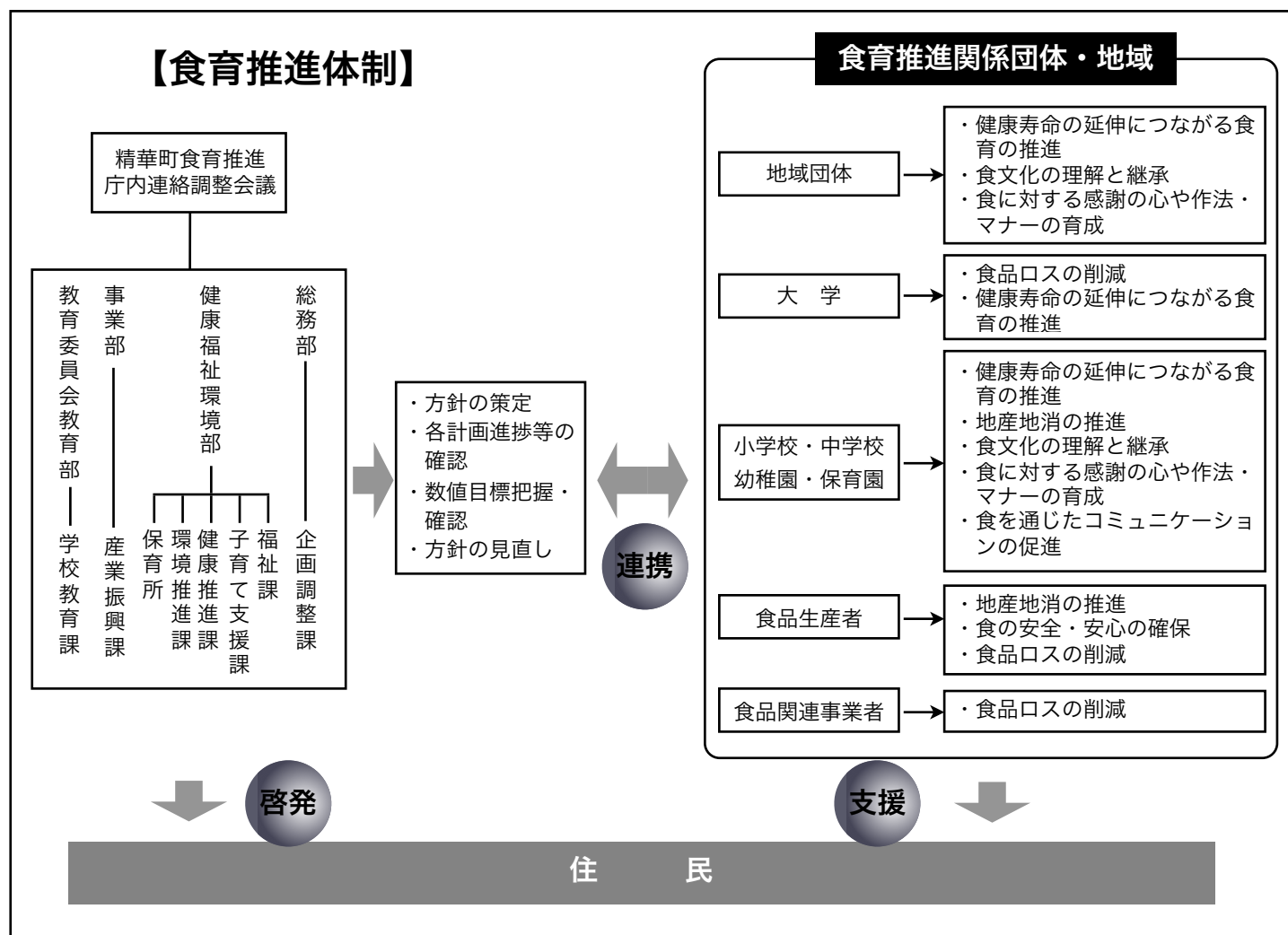


5 食育推進期間

本計画の期間は、平成30年度を初年度とし平成34年度を目標年度とする5年間とします。

6 食育推進体制

- (1) 庁内連絡調整会議により、関係部局が連携し、総合的に食育の取組を進めます。
 (2) 食育推進関係団体と連携し、地域の活力で総合的に食育の取組を進めます。



1 基本理念

「食」を育む、「食」で育む精華町

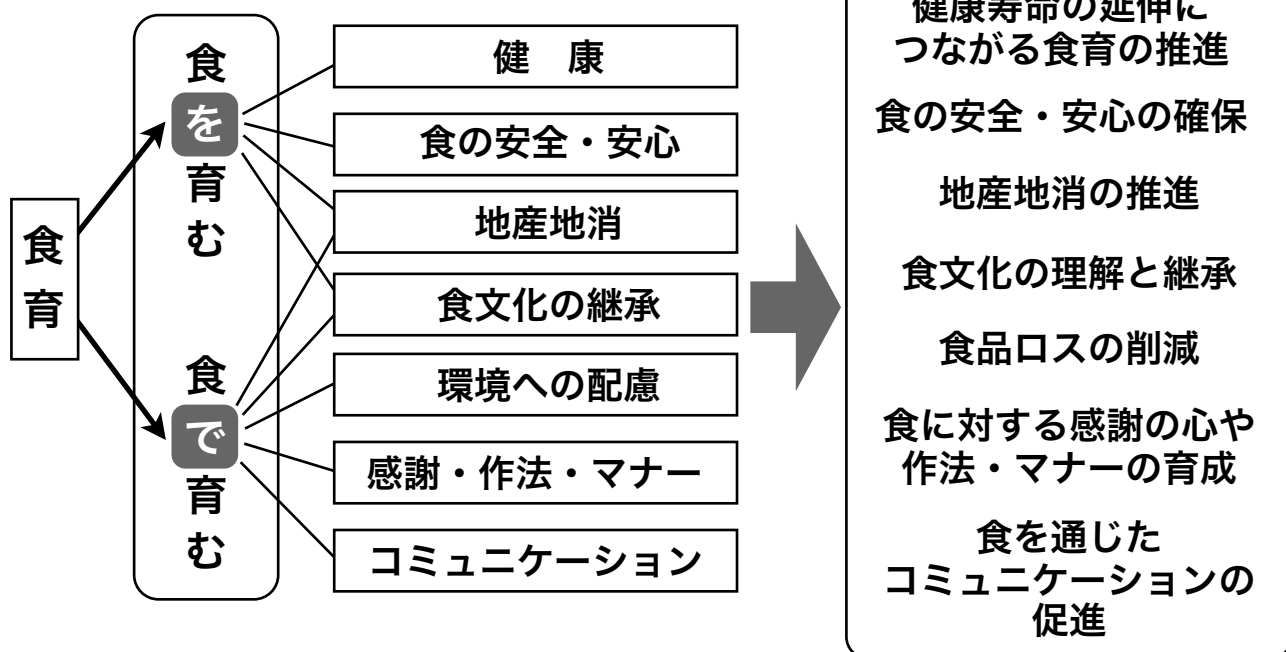
住民一人ひとりが、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、自らの心身の健康の維持・増進を図る（**食を育む**）と同時に、食を通じて豊かな人間形成や産業の活性化、地域の絆づくりなどへの波及効果（**食で育む**）を目指します。

また、精華町の食の資源を活かし、住民が楽しく自分や家族の健康を考え、食を通じて様々な世代が、笑顔で心豊かな生活を送ることができるように、精華町食育推進基本方針を策定します。

【食育の視点】

【キーワード】

【基本目標】



2 基本的考え方

その1

家庭における 食育の推進

高齢化や核家族化が進んだ今、一人で食事をする高齢者や子どもが増えています。テレビを相手に食事をしたり、家族と食べる時間が合わず一人で食べたりする『孤食』が増え、食事を介したコミュニケーションの大切さが忘れられつつある状況が見られる昨今、家族と一緒に食事をする『共食』の大切さを改めて広めていきます。

その2

体験を通じた 食育の推進

食育の推進にあたっては、作物を育てたり、収穫する、料理をする、食べるなどの直接体験を積むことがたいへん重要です。子どもの頃から食に関心を持ち、食に関する正しい理解と行動を育むため、家庭、学校、地域などあらゆる機会を活用して、食に関する体験活動・体験学習の実践を推進します。

その3

住民参画・協働による 食育の推進

国の第3次食育推進基本計画のコンセプト「実践の環(わ)を広げよう」を実現するためには、住民の食育活動への参画が欠かせません。

また、精華町総合計画の重要な柱である「協働のまちづくり」の理念を大切に、食を通じたまちづくりが具現化できる食育の推進を目指します。

その4

町の特性を活かした 食育の推進

学校給食においては地産地消に努め、今後も本町の農業の特性を活かした食育の推進を目指します。

また、学研都市ならではの特徴を活かし、大学や企業との連携を強化し、食育に関する調査研究や新たな野菜の開発・普及を目指します。

3 施策の体系

基本 理念

「食」を育む、「食」で育む精華町

基本的 考え方

- 家庭における食育の推進
- 体験を通じた食育の推進
- 住民参画・協働による食育の推進
- 町の特性を活かした食育の推進

基本目標 1 : 健康寿命の延伸につながる食育の推進

基本目標 2 : 食の安全・安心の確保

基本目標 3 : 地産地消の推進

基本目標 4 : 食文化の理解と継承

基本目標 5 : 食品ロスの削減

基本目標 6 : 食に対する感謝の心や作法・マナーの育成

基本目標 7 : 食を通じたコミュニケーションの促進

4 基本目標

基本目標1 健康寿命の延伸につながる食育の推進

「食」は命の源であり、健康な身体と心を育むための基本です。そして、乳幼児期から健全な食習慣を実践することが、生涯にわたる健康づくりの基盤となります。

そこで、本町では乳幼児期から生涯を通じて望ましい食習慣を実践できるよう、全てのライフステージにおいて、住民一人ひとりが「食」への関心を高め、実践につながる取組を展開します。

また、せいか365プロジェクトと連携した取組や、大学・企業との連携を通した幅広い活動の展開にも努めます。

そして、健康寿命の延伸という観点からは、生活習慣病の発症だけでなく、疾病の重症化の予防や改善も視野に入れ、展開していきます。

基本目標2 食の安全・安心の確保

「食」に関する様々な情報がマスメディアを通じて発信されるなか、食品表示の偽装、食中毒発生などの食品の安全や信頼を揺るがす出来事の発生により、安全・安心な食の確保は、私たちの日常生活の中で、大きな課題になっています。

本町では学校・保育所において安全な給食を提供するとともに、食品の安全性をはじめとする「食」に関する正しい知識と理解を深め、自分自身でより良い選択ができる力を身につけるための取組を進めていきます。

基本目標3 地産地消の推進

地産地消は、「地域で生産されたものをその地域で消費する」ことで、生産者と消費者がより身近な関係になって、相互の信頼関係を築くことを目指しています。また、食材の輸送エネルギーの発生抑制など環境に優しく地元の農業振興にもつながります。

本町では生産者と消費者の交流を促進し、両者の相互理解を進めるなかで地産地消を推進します。

そこで、学校・保育所給食の地域食材の使用率を高め、直売所や各種イベントで地域食材の提供を促進し、地産地消の重要性を積極的に発信する取組を進めていきます。

基本目標4 食文化の理解と継承

地域の郷土料理や行事食は、歴史のなかで培われてきた貴重な財産ですが、核家族化や地域における人と人との交流の希薄化などにより、これらの食文化が十分に継承されず、その特色が失われつつあります。

そこで、本町では子どもの頃から地元の食材に直接ふれる機会をつくり、これまで地域で受け継がれてきた食文化を後世に伝えるために積極的に情報を発信していきます。

基本目標 5 食品ロスの削減

家庭や食品関連事業者等から、手つかずや食べ残しの食品が年間約621万トン(平成26年度政府推計)も「ごみ」として廃棄されており、その削減が大きな課題となっています。

こうした未だ食べられるにも関わらず捨てられている食品、いわゆる「食品ロス」を削減するためには、住民一人ひとり及び食品関連事業者が現状を把握するとともに、削減の必要性に関する認識を深め、自ら主体的に取り組むことが求められます。

そこで、本町では「食品ロス」の認知向上に関する啓発事業の実施を含め、大学との連携を活かした「食品ロス」削減に向けた取組を住民及び事業者に対し、展開していきます。

基本目標 6 食に対する感謝の心や作法・マナーの育成

飽食の時代、食べ物があふれ、「もったいない」といった気持ちや食べ物に対する感謝の気持ちが希薄化している傾向にあります。

感謝の心を育むことで、食べ物を大切に作る心が生まれ、食品の廃棄や食べ残しを減らすことにつながります。

そこで、本町では自然の恩恵や生命をいただくこと、また、生産者や調理をする人など「食」に携わる全ての人々への感謝など、食を通じてさまざまな感謝の気持ちや、食べ物大切さ、「もったいない」という心の育成を図ります。

また、子どもの頃からの食事マナーや作法の習得が重要であることから、家庭での育成に向けた取組や学校・保育所の給食を通した育成に努めます。

基本目標 7 食を通じたコミュニケーションの促進

近年、単身世帯の増加、家族規模の縮小やライフスタイルの多様化などにより、家族が一緒に食卓を囲む機会が減少しています。

食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」は、心身ともに健康な身体づくりに大きな役割を果たすだけでなく、楽しい食事やおいしさの記憶として、生涯にわたる重要な財産となります。

また、地域での「共食」は、人間関係を円滑にし、住みやすい地域をつくる基本であることから、本町では家庭や地域での「共食」の機会を増やす工夫をしていきます。

食育推進施策の展開

7つの基本目標の実践にあたっては、行政関係各課が連携を図りながら取り組みます。

基本目標1：健康寿命の延伸につながる食育の推進



取組内容
①「食育」への関心を高めるための情報を発信する
②健全な食習慣(朝食の摂取、野菜の摂取、生活習慣病予防等)に関する情報を提供する
③健全な食習慣(朝食の摂取、野菜の摂取、生活習慣病予防等)の実践につなげるための体験教室を開催する
④給食を通して、健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う
⑤高齢者へ「食」に関する健康教育を実施する
⑥幅広い世代に情報提供するための協力団体を発掘する
⑦食に関する普及活動を推進する人材を育成する
⑧せいか365プロジェクトとの連携を図る

基本目標2：食の安全・安心の確保



取組内容
①安心して食生活を送るための情報を提供する
②給食で使用する食材の安全確保と食中毒予防に努める
③給食で使用する地域食材を提供する団体に支援を行う

基本目標 3：地産地消の推進



取組内容
①地域消費を拡大するための情報を提供する
②地域の旬の食材を利用した料理教室を開催する
③給食において地域食材の提供を行う
④給食において精華町産米100%の提供を行う

基本目標 4：食文化の理解と継承



取組内容
①米を中心に構成される「日本型食生活」の啓発を行う
②伝統的な料理について情報を発信する
③伝統的な料理の料理教室を開催する
④給食を通じて、人々が築き継承してきた様々な文化を保護者や子どもたちに伝える

基本目標 5：食品ロスの削減



取組内容
①食品廃棄物を取り巻く現状や本町の実態の理解に向けた周知活動に取り組む
②「食品ロス」削減に関する認知向上に向けた啓発活動に取り組む
③住民が自ら「食品ロス」削減に向けた行動を実践するための啓発活動に取り組む
④給食等を通して食品ロスについて考える機会を提供する

基本目標6：食に対する感謝の心や作法・マナーの育成



取組内容
①食品に対して「もったいない」と思う心を養う
②作法やマナーの啓発につながる情報を提供する
③子どもたちと生産農家との距離を縮め、食に対する理解を深める
④給食を通して、食に対する感謝の心や作法・マナーについて指導する

基本目標7：食を通じたコミュニケーションの促進



取組内容
①街頭啓発などを通して共食の必要性を呼びかける
②地域で一緒に料理や食事をする機会を提供する
③給食を通して、食生活を豊かにし、明るい社交性や協同の精神を養う
④高齢者に食を通じた交流の場を提供する

1 方針の進行管理

- (1) 方針の確実で効率的な推進を図るため、「精華町食育推進庁内連絡調整会議」において事業の進捗状況を報告し、PDCAサイクル（計画、実施、検証、見直し）による進行管理を行います。
- (2) 食育推進関連計画等については、各計画において第三者評価を行います。

2 評価指標

評価項目			現状値 (H29年度)	目標値 (H34年度)	
1	「食育」という言葉を知っている人の割合		92.9%	100%に近づける	
2	「食育」に関心を持っている人の割合		68.4%	90.0%以上	
3	朝食を毎日食べる人の割合	乳幼児	96.6%(H28年度)	100%に近づける	
		保育所児(※1)	96.9% (H28年度)	100%に近づける	
		小学校児童(※2)	94.6% (H28年度)	100%に近づける	
		中学校生徒(※3)	95.6% (H28年度)	100%に近づける	
		妊婦	80.6% (H28年度)	95.0%以上	
		成人	20歳代	60.8%	95.0%以上
			30歳代	79.0%	95.0%以上
			40歳代	87.5%	95.0%以上
50歳代	88.8%		95.0%以上		
60歳代	94.0%		95.0%以上		
	70歳以上	97.5%	100%に近づける		
4	食事の時、栄養バランスに配慮する人の割合	乳幼児	80.0% (H28年度)	80.0%以上	
		妊婦	74.6% (H28年度)	80.0%以上	
		成人	20歳代	41.9%	80.0%以上
			30歳代	59.2%	80.0%以上
			40歳代	76.0%	80.0%以上
			50歳代	69.9%	80.0%以上
			60歳代	74.9%	80.0%以上
			70歳以上	76.0%	80.0%以上
5 (新規)	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践している人の割合		66.1%	75.0%以上	

評価項目			現状値 (H29年度)	目標値 (H34年度)
6	給食での地場産物の年間利用回数の割合	保育所給食	13.0% (H28年度)	15.0%以上
		小学校給食	19.8% (H28年度)	20.0%以上
7 (新規)	食品ロス（食べられるのに廃棄する）削減のために何らかの行動をしている人の割合		52.7%	80.0%以上
8 (新規)	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や食事のマナーなどを伝えている人の割合		40.0%	50.0%以上

※ 1：保育所児＝4.5歳児

※ 2：小学6年生

※ 3：中学3年生

本町の食を取り巻く現状

資料1 第2次食育推進基本方針における取組

1 家庭と保育所・学校等における食育の推進		
取組内容	実施主体	事業名
①家庭における健全な生活習慣と食習慣の確立に向けた取組	保育所	献立表・食育だより配布
	小学校	お弁当レシピ配布、エンドウ豆のさやむき体験、世界の味めぐり献立実施
②給食を通じた学校、幼稚園、保育所における健全な生活習慣と食習慣の確立に向けた取組	健康推進課	あすなる会の活動
	環境推進課	廃食用(天ぷら)油回収
	小学校	食に関する指導、全体計画
		各学年に応じた食に関する指導
		給食週間の取組
	保育所	給食前の給食内容説明
歯のつどい		
食についてのつどい		
③家庭と保育所、学校等の連携による生活習慣と食習慣の確立に向けた取組	小学校	保護者との面談、献立表、すくうるランチ配布
		給食参観、給食レシピの配布、試食会、親のための応援塾
	保育所	給食サンプル展示
		試食会（給食参観）

2 生産者と消費者の交流による食育の推進		
取組内容	実施主体	事業名
①生産者と消費者の交流による安全・安心な食材の理解と信頼関係の構築に向けた取組	産業振興課	精華町農産物直売連絡協議会
②地域食材の魅力を伝える地産地消の取組	小学校	ポスター(すくうるランチ)による啓発
	保育所	給食における地元米の使用
		給食における地元野菜の使用
	産業振興課	学校給食供給事業
③地域の特色ある食文化の理解と継承の取組	保育所	おもちつき、七草がゆ、ぜんざい等の実施
④農業体験活動を通じた食の大切さを学習する取組	小学校	学級園の栽培活動
	保育所	菜園活動
⑤「旬」の食材を食べる機会を提供	小学校	旬の食材提供
	保育所	菜園での収穫、芋掘り
		野菜の皮むきお手伝い
	産業振興課	学校給食供給事業
⑥食品廃棄物の発生抑制や再生利用など環境に配慮した取組	小学校	牛乳パックの回収
	保育所	牛乳パックの回収
		廃食用(天ぷら)油回収
	環境推進課	廃食用(天ぷら)油回収

3 地域における食生活の改善に向けた食育の推進		
取組内容	実施主体	事業名
①食生活改善活動の取組	健康推進課	あすなる会の活動 (親子料理教室、地域講習会、男の料理教室など)
②家庭、保育所、学校等、食生活改善等の活動グループ、食品関連事業者、行政関係者の連携による実践に向けた啓発活動の取組	健康推進課	伝達講習会、食育劇公演
	産業振興課	米消費拡大推進協議会

取組内容	実施主体	事業名
	庁内連絡調整 会議	「食」に関する図書の紹介
		食育パネルの展示
		食育街頭啓発の実施
		子どもまつり「食育コーナー」の設置
	せいか365	「プランターを使った野菜栽培」日記
		「8月31日は野菜の日」の取組
		京都府立大学と町内飲食店との連携
③食育に関するマンパワーを強化する取組	健康推進課	あすなる会のメンバー強化、あすなる会養成講座開催
		せいか食育劇団もぐもぐのメンバー強化

4 ライフステージに対応した食育の推進

取組内容	実施主体	事業名
①乳幼児期(0歳～5歳)の取組 幼児期の「農作物栽培の体験」などによる食育の推進	健康推進課	離乳食指導（健診）
		食生活相談（随時）
		食育劇団の食育公演
	保育所	離乳食相談（随時）
		食生活相談（随時）
		食育講座
②児童・生徒期(6歳～18歳)の取組 小学校、中学校での「農業体験」や「調理体験」などによる食育の推進	健康推進課	中学校食育授業
		食生活相談（随時）
	小学校	食生活相談（随時）
		家庭科での献立作り
		農業体験
	中学校	食生活相談（随時）
		農業体験や調理体験
③青年・壮年期(19歳～44歳)の取組 若い世代での「親子料理教室」などによる食育の推進や、妊娠前からの食生活見直しの推進	健康推進課	パパママ教室、妊婦への食育啓発パンフレットの配布
		骨密度測定結果相談会
		特定健診結果相談会
		食生活相談（随時）
		あすなる会による「親子料理教室」
④壮年後期(45歳～64歳)の取組 「地域講習会」などによる食育の推進	健康推進課	骨密度測定結果相談会
		特定健診結果相談会
		食生活相談（随時）
		あすなる会による「地域講習会」
⑤高齢期(65歳以上)の取組 「男の料理教室」などによる食育の推進	健康推進課	骨密度測定結果相談会
		特定健診結果相談会
		食生活相談（随時）
		あすなる会による「男性料理教室」
	福祉課	介護予防講師派遣（栄養指導）事業

資料2 住民アンケート調査結果

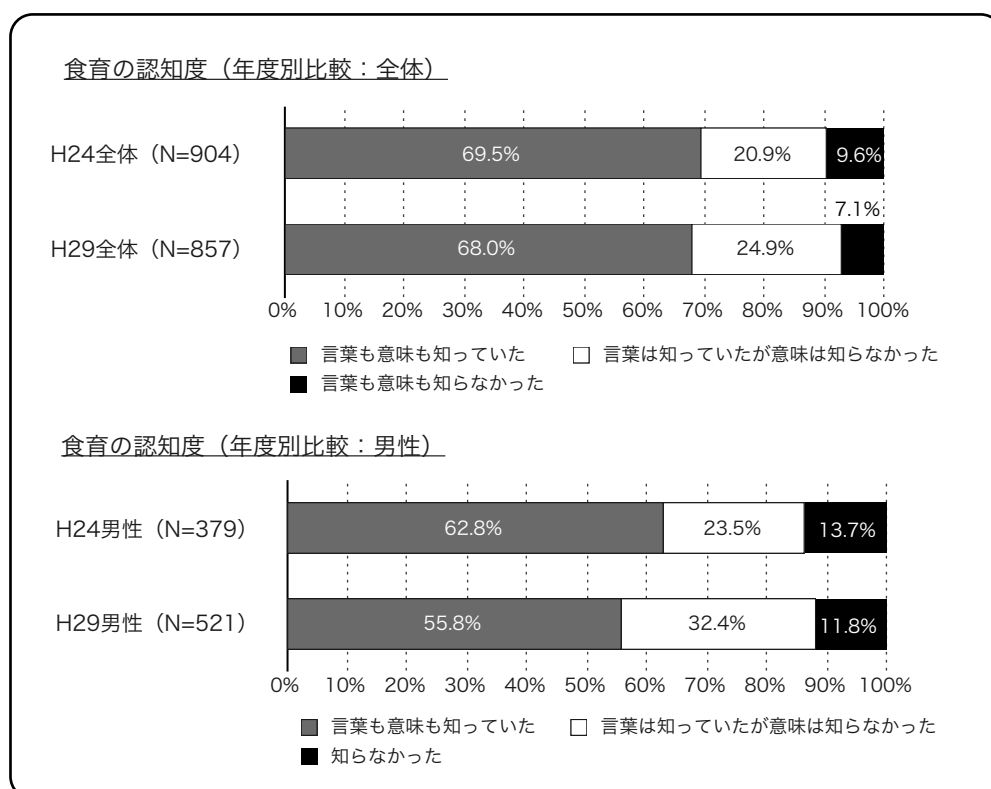
住民の健康づくりに関する意識等を把握し計画に反映する目的で、20歳以上の住民に対して「元気生活チェック調査」を実施しました。

調査対象者	精華町に居住する20歳以上の住民2,000人を無作為に抽出
配付数	2,000件
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	平成29年6月～7月
調査票回収数（回収率）	867件（43.4%）

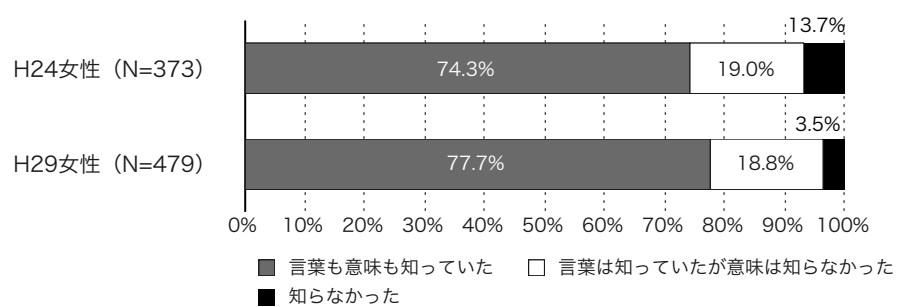
（1）食育の認知度

- 食育の認知度は、低下傾向にある
- 食育の認知度は、男女差が大きい（男性は低く、女性が高い）
- 食育の認知度は、男性は低下傾向、女性は上昇傾向にある

食育について言葉も意味も知っていた人の割合は、平成24年度(69.5%)に対して平成29年度(68.0%)と1.5ポイント下がっています。また、性別では女性の77.7%に対して男性は55.8%となっており、女性と男性の認知度には21.9ポイントと大きな差がありました。性別年度別比較では、女性は認知度が上昇傾向にありますが、男性は低下傾向にあり、男性の認知度の向上対策が必要です。



食育の認知度（年度別比較：女性）

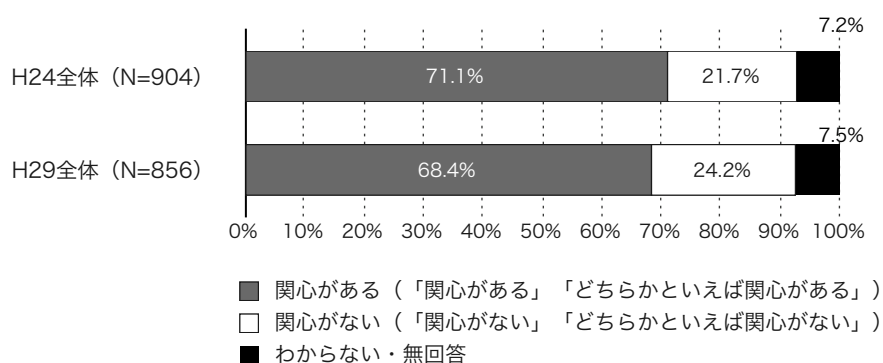


(2) 食育への関心の有無

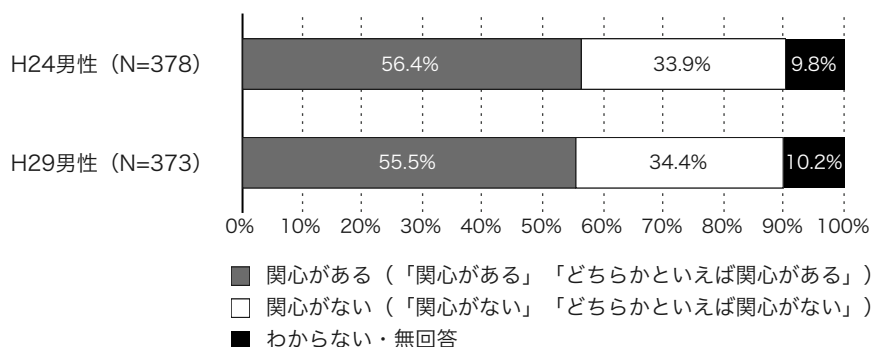
- 食育への関心度は、低下傾向にある
- 食育への関心度は、男女差が大きい（男性は低く、女性は高い）

食育に関心がある人の割合は、68.4%で、平成24年度(71.1%)と比較して2.7ポイント低下しています。性別で見ると、男性55.5%に対して女性78.0%となっており、食育への関心の有無は性別で大きな差が見られます。

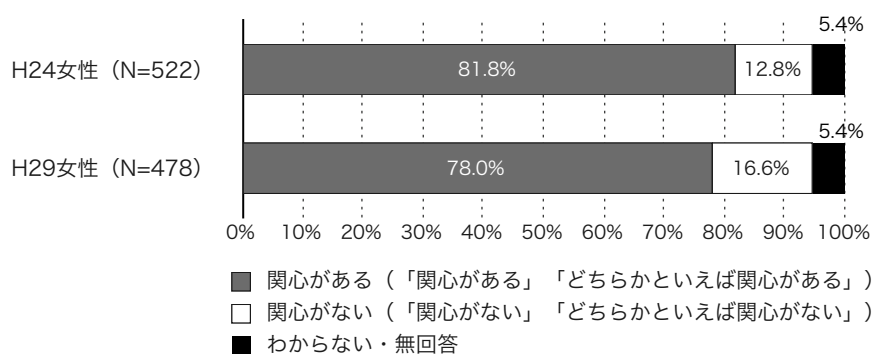
食育への関心の有無（年度別比較：全体）



食育への関心の有無（年度別比較：男性）



食育への関心の有無（年度別比較：女性）



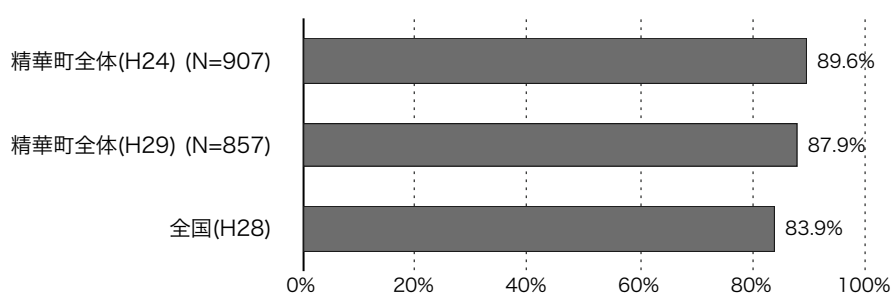
(3) 朝食をほぼ毎日食べている人の割合

- 朝食をほぼ毎日食べている人の割合は、低下したが、全国よりも高い
- 朝食をほぼ毎日食べている人の割合は、ほとんどの年代で、女性よりも男性が低い
- 朝食をほぼ毎日食べている人の割合は、20歳代が低い

朝食をほぼ毎日食べている人の割合は、平成24年度(89.6%)に対して平成29年度(87.9%)で1.7ポイント低下し、全国と比較しては、4.0ポイント高くなっています。

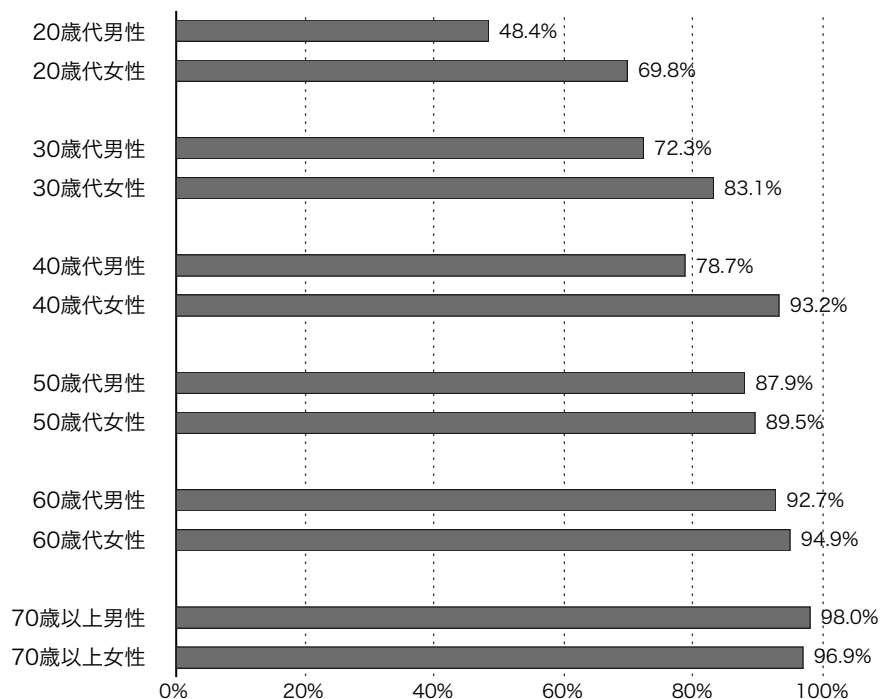
また、性別比較では、男性の方が摂取率が低く(70歳以上を除く)、特に20歳代の男性が48.4%と低くなっています。

朝食をほぼ毎日食べている人の割合（年度別比較、全国との比較）



全国資料：食育に関する意識調査（平成28年3月 内閣府食育推進室）

朝食をほぼ毎日食べている人の割合（H29年度 性別年代別比較）



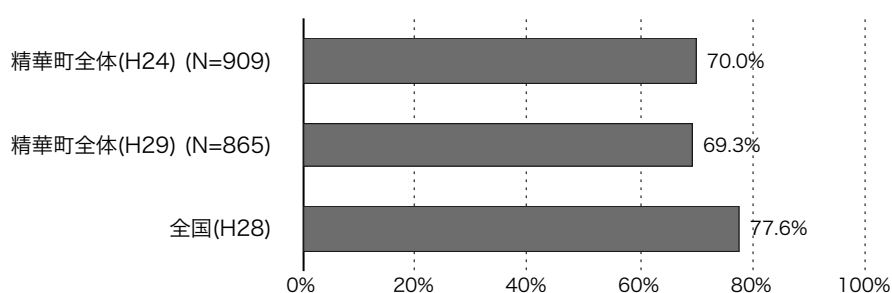
(4) 栄養バランスに配慮する人の割合

- 栄養バランスに配慮する人の割合は、微減しており、全国よりも低い
- 栄養バランスに配慮する人の割合は、20歳代の男女、30歳代・50歳代の男性が低い

栄養バランスに配慮する人の割合は、平成24年度(70.0%)に対して平成29年度(69.3%)と微減しており、全国と比較して8.3ポイント低くなっています。

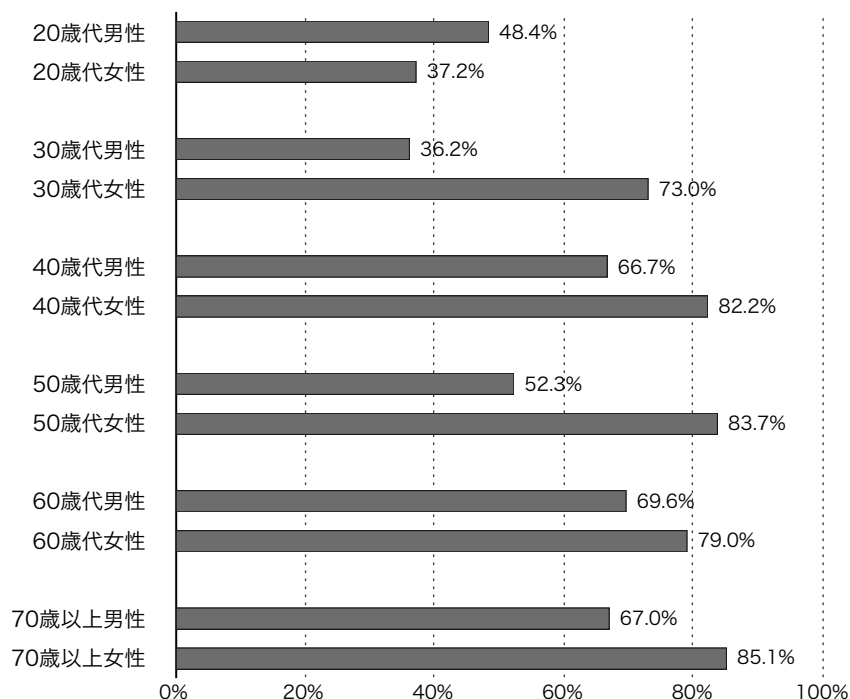
また、性別年代別比較では、20歳代の男女、30歳代・50歳代の男性が低く、特に20歳代の女性が37.2%、30歳代の男性が36.2%とかなり低くなっています。

栄養バランスに配慮する人の割合（年度別比較、全国との比較）



全国資料：食育に関する意識調査（平成28年3月 内閣府食育推進室）

栄養バランスに配慮する人の割合（H29年度 性別年代別比較）



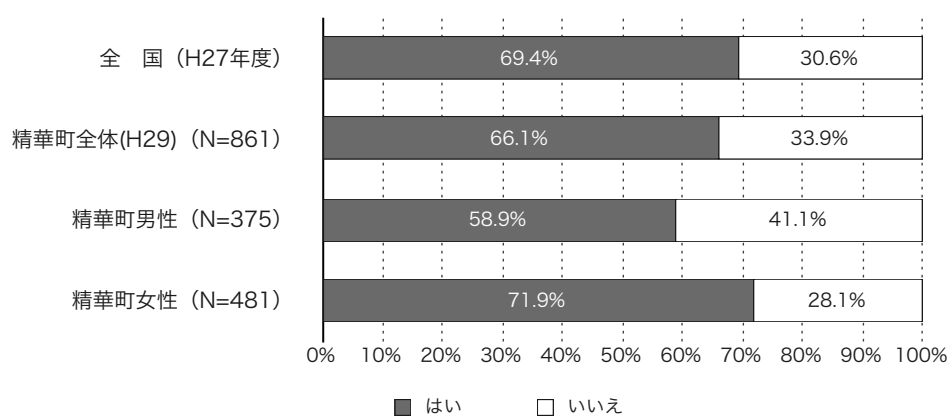
(5) 生活習慣病予防のための食生活を実践している人の割合

- 生活習慣病予防のための食生活を実践している人の割合は、全国よりも低い
- 生活習慣病予防のための食生活を実践している人の割合は、女性よりも男性が低い
- 生活習慣病予防のための食生活を実践している人の割合は、20歳代が低い

生活習慣病予防のための食生活を実践している人の割合は、全国と比較して3.3ポイント(全国69.4%、精華町66.1%)低くなっています。

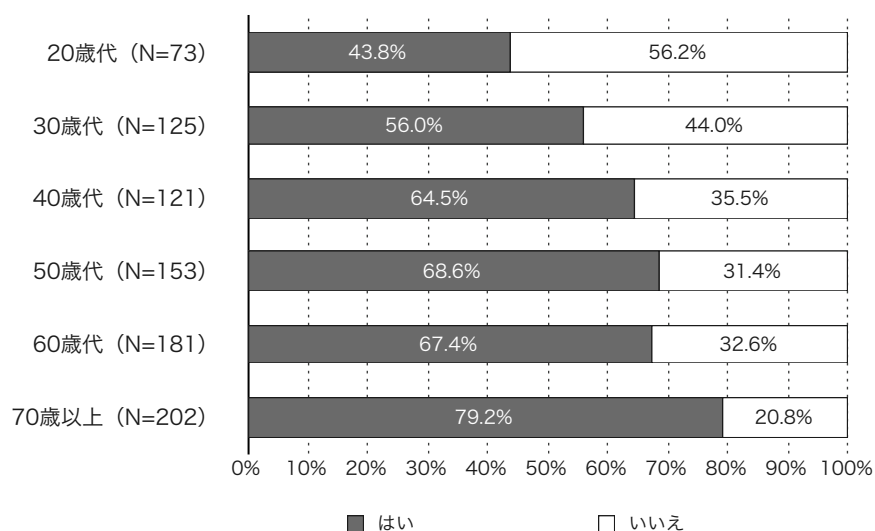
また、性別比較では女性の71.9%に対して男性が58.9%とかなり低く、年代別では20歳代が43.8%と低くなっています。

生活習慣病予防のための食生活を実践している人の割合（全国との比較）



全国資料：第3次食育推進基本計画

生活習慣病予防のための食生活を実践している人の割合（年代別比較：H29）



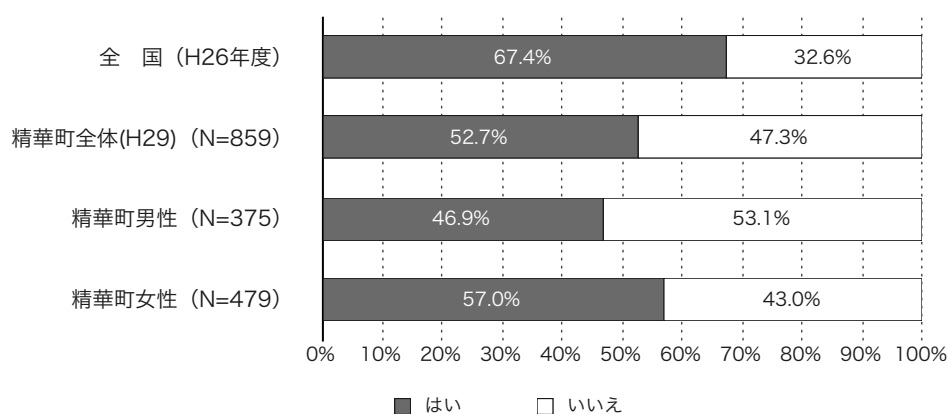
(6) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合

- 食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合は、全国よりも低い
- 食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合は、女性よりも男性が低い
- 食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合は、20歳代で低い

食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合は、全国と比較して14.7ポイント(全国67.4%、精華町52.7%)低くなっています。

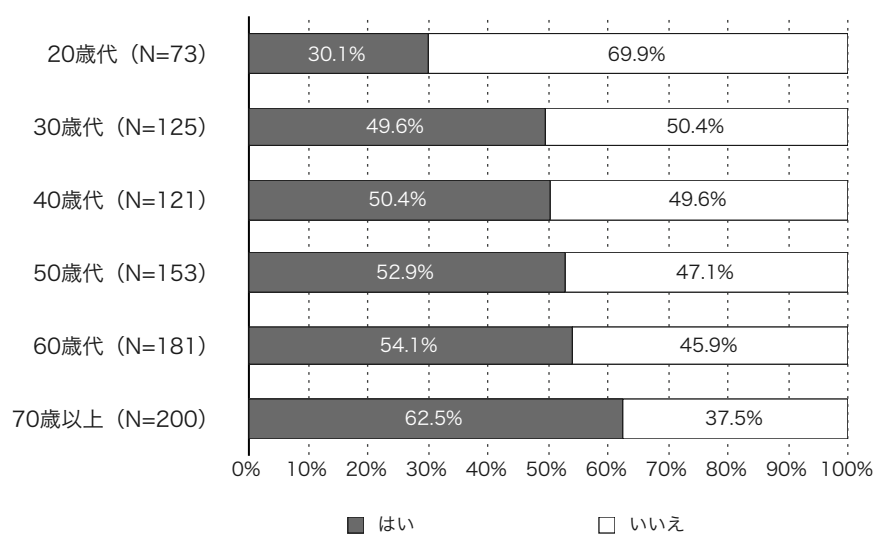
また、性別比較では女性の57.0%に対して男性が46.9%と低く、年代別では20歳代が30.1%で他世代と比較してかなり低くなっています。

食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合（全国との比較）



全国資料：第3次食育推進基本計画

食品ロス削減のために何らかの行動をしている人の割合（年代別比較：H29）



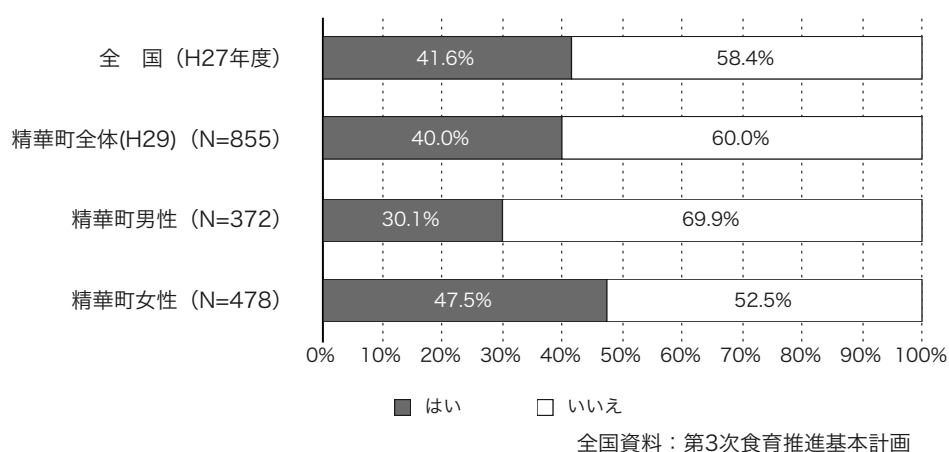
(7) 伝統的な料理や食事マナーを伝えている人の割合

- 伝統的な料理や食事マナーを伝えている人の割合は、全国よりも低い
- 伝統的な料理や食事マナーを伝えている人の割合は、女性よりも男性が低い
- 伝統的な料理や食事マナーを伝えている人の割合は、20歳代、40歳代で低い

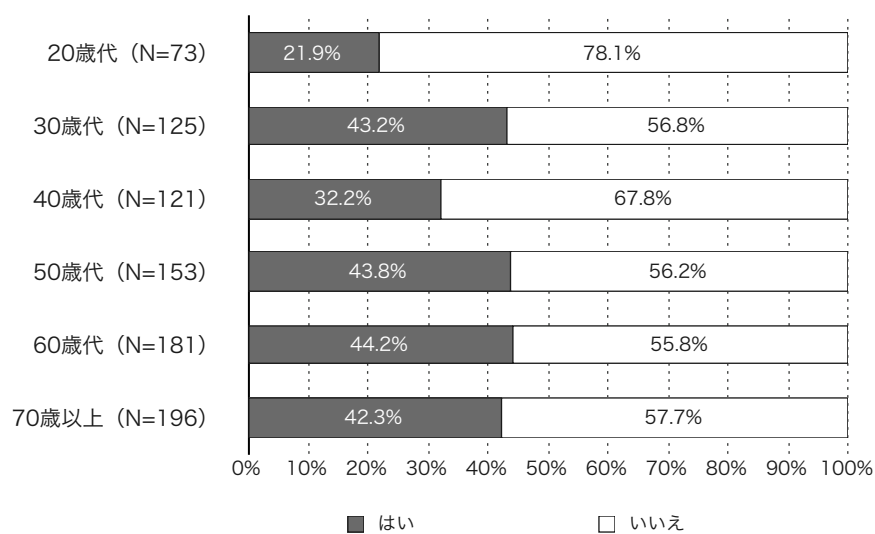
伝統的な料理や食事マナーを伝えている人の割合は、全国と比較して1.6ポイント(全国41.6%、精華町40.0%)低くなっています。

また、性別比較では女性の47.5%に対して男性が30.1%とかなり低く、年代別では20歳代(21.9%)と40歳代(32.2%)が低くなっています。

伝統的な料理や食事マナーを伝えている人の割合（全国との比較）



伝統的な料理や食事マナーを伝えている人の割合（年代別比較：H29）



資料3 第2次食育推進基本方針の達成状況

評価指標		現状値 (H24年度)	目標値 (H29年度)	実績値 (H29年度)	評価
「食育」という言葉を知っている人の割合		90.4%	100%	92.9%	○
「食育」に関心を持っている人の割合		71.1%	90%以上	68.4%	▽
朝食を毎日食べる人の割合	乳幼児	88.1% (H23年度)	95.0%	96.6% (H28年度)	◎
	保育所児（※1）	96.4%	98.0%	96.9% (H28年度)	○
	小学校児童（※2）	93.6%	95.0%	94.6% (H28年度)	○
	中学校生徒（※3）	86.0%	95.0%	95.6% (H28年度)	◎
	妊婦	80.4% (H23年度)	95.0%	80.6% (H28年度)	○
	成人（※4）	89.6%	95.0%	87.9%	▽
食事の時、栄養バランスに配慮する人の割合	乳幼児	65.8% (H23年度)	73.0%	80.0% (H28年度)	◎
	妊婦	68.6% (H23年度)	75.5%	74.6% (H28年度)	○
	成人（※4）	70.0%	77.0%	69.3%	▽
むし歯のない子どもの割合	乳幼児	92.5% (H23年度)	95.0%	—	—
	保育所児（※1）	60.4%	65.4%	67.0% (H28年度)	◎
	中学校生徒（※5）	53.5% (H23年度)	87.7%	84.4% (H27年度)	○
給食での地場産物の年間利用回数の割合	保育所給食	8.1% (H23年度)	12.0%	13.0% (H28年度)	◎
	小学校給食	12.0% (H23年度)	18.0%	19.8% (H28年度)	◎

※1：保育所児＝4.5歳児

※2：小学6年生

※3：中学3年生

※4：成人＝青年・壮年前期、壮年後期、高齢期

※5：中学1年生

【評価】◎：目標値を達成

○：目標値は達成していないが改善

▽：目標値を達成せず悪化

第3次精華町食育推進基本方針

発行年月 平成30(2018)年3月

発 行 精華町健康福祉環境部健康推進課

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地

TEL 0774-95-1905 (直通)

FAX 0774-95-3974

毎月19日は食育の日

